

経済産業省所管公益法人の改革について

平成 22 年 5 月 17 日

経 済 産 業 省

4月9日にとりまとめた『独立行政法人・公益法人の見直しの「基本」と「3原則」』に基づき、4月7日に行政事業レビューを行った経済産業省所管の50公益法人に実施させている事業について、一つ一つ検証を行い、別紙のとおり第一弾の改革を行うこととした。

今後、省内における更なる検証、行政刷新会議の事業仕分けなど各方面からの意見等を踏まえ、必要に応じて更なる改革を行うこととする。

見直し対象となった所管50法人

(4月7日に実施した行政事業レビューの対象法人)

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 1 (財) 大阪科学技術センター | |
| 2 (財) 国際超電導産業技術研究センター | 26 (一財) 化学物質評価研究機構 |
| 3 (財) 地球環境産業技術研究機構 | 27 (財) 建材試験センター |
| 4 (財) 金属系材料研究開発センター | 28 (財) 航空機国際共同開発促進基金 |
| 5 (財) 化学技術戦略推進機構 | 29 (財) J K A |
| 6 (財) バイオインダストリー協会 | 30 (財) 日本紡績検査協会 |
| 7 (財) かずさディー・エヌ・エー研究所 | 31 (財) 日本ガス機器検査協会 |
| 8 (社) バイオ産業情報化コンソーシアム | 32 (財) 日本エルピーガス機器検査協会 |
| 9 (財) エンジニアリング振興協会 | 33 (財) 日本情報処理開発協会 |
| 10 (財) マイクロマシンセンター | 34 (財) 家電製品協会 |
| 11 (財) 日本自動車研究所 | 35 (社) 全国石油協会 |
| 12 (財) 資源・環境観測解析センター | 36 (公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター |
| 13 (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構 | 37 (財) 電気技術者試験センター |
| 14 (財) 資源探査用観測システム・宇宙環境利用研究開発機構 | 38 (財) 電気工事技術講習センター |
| 15 (財) 光産業技術振興協会 | 39 (財) 資源環境センター |
| 16 (財) 石油産業活性化センター | 40 (社) 全国信用保証協会連合会 |
| 17 (財) 石炭エネルギーセンター | 41 (財) 中東協力センター |
| 18 (財) 日本経済研究所 | 42 (財) 海外技術者研修協会 |
| 19 (財) 日本エネルギー経済研究所 | 43 (財) 海外貿易開発協会 |
| 20 (財) 省エネルギーセンター | 44 (社) 発明協会 |
| 21 (財) 新エネルギー財団 | 45 (一財) 工業所有権協力センター |
| 22 (財) 石油開発情報センター | 46 (一財) 日本特許情報機構 |
| 23 (財) 国際鉱物資源開発協力協会 | 47 (財) 日本立地センター |
| 24 (財) 日本品質保証機構 | 48 (財) 伝統的工芸品産業振興協会 |
| 25 (社) 産業環境管理協会 | 49 (財) 電源地域振興センター |
| | 50 (財) 日本原子力文化振興財団 |

独立行政法人・公益法人の見直しの「基本」と「3原則」

<基本>

独立行政法人・公益法人に事業を行わせる際には、ミッションを明確化した上で、事業の目標達成度合いを検証しつつ、必要最小限の費用で十分な成果を上げることが基本とする。この基本にのっとり、法人の事業のあり方について、以下の3原則に基づく見直しを行う。

<3原則>

1. 事業の大胆な整理

真に果たすべき事業に特化させるため、法人間で重複している事業やその法人で実施する必要のない事業などを大胆に整理する。

具体的には、別の法人や民間、自治体に委ねることができる事業や、長期間継続し一定の効果を上げたと判断できる事業を整理することにより、本業にリソースを重点化させる。

2. カネの流れの明瞭化

既得権益を打破して競争原理を働かせ、国からのカネの流れを国民の理解を得られるように明瞭化する。

具体的には、退職国家公務員のポストを確保する手段となっているのではとの批判等を浴びることのないよう、独立行政法人や公益法人を通じた「中抜き」や、予算書への法人名の記載もしくは随意契約など、法人「決めうち」で事業を実施する仕組みを原則廃止する。なお、本来行政が担うべき事業を法人に実施させる場合には、その必要性、妥当性を国民に十分説明する。

3. 経営資源のスリム化

法人の不要な経営資源をスリム化し、業務運営の効率性を徹底的に向上させる。

具体的には、目標達成に向けて費用対効果を踏まえた事業の徹底的な効率化を進めるとともに、不要資産の処分、不要基金の国庫返納を進める。また、指定等を根拠に民間から手数料等を取って行う事業の料金設定等の適切性を検証する。

経済産業省所管公益法人の改革について
(ポイント)

1. 研究開発事業の見直し →原則2 (カネの流れの明瞭化) に対応

○独法からの支出により研究開発を行っている17法人について、4月に公表した独法改革に従った見直しを行い、公益法人一者など少数者向け支出の廃止、公益法人向け支出比率の高いものの削減等により、独法からの支出が14公益法人向けの約100億円削減される見込み。

2. 法人「決め打ち」事業の見直し →原則2 (カネの流れの明瞭化) に対応

○法人「決め打ち」で事業を実施している9法人について、国際約束等で当該法人が実施することが定められている2法人を除き、7法人約78億円の決め打ちを解消。

3. 国からの指定を受けて行う事業の見直し

→ 原則3 (経営資源のスリム化) に対応

○国からの指定を受けて事業を実施している14法人21事業のうち、民間から手数料等を取っている10法人15事業について、手数料等の金額の妥当性、収支の適正性を過去10年程度にわたって検証し、その結果、3法人3事業について、手数料等を引き下げる方向で検討を行う。

4. その他個別事業の見直し → 原則1 (事業の大胆な整理) に対応

(1) 宇宙開発利用に関する事業 <宇宙産業関連3財団>

宇宙基本法附則により、JAXA等の機関とともに行われる政府全体の見直し結果に従い、大胆な事業の整理を行う。

(2) 省エネ表彰事業及び新エネ表彰事業 <省エネセンター、新エネ財団>

両事業の表彰式・広報を合同実施することにより、両事業合計で2割程度経費削減。

(3) 石油製品市況調査事業及び石油ガス市況調査事業 <日本エネ研>

入札審査基準の見直し、調査手数料の削減、小売市況調査のうち月次調査の廃止などにより事業費を3割程度削減。

(4) 海外人材育成事業 <AOTS、JODC>

大企業向けの補助率の引き下げ、広報活動等の連携による合理化、専門家派遣事業における大企業の子会社派遣への支援の原則廃止等の見直し。

(5) ガス機器の検査事業 <ガス機器検査協会、LPガス機器検査協会>

両法人のガス安全の啓発活動を共同で実施するなど、効率的な業務運営を検討。

(6) 電気工事士の試験事業及び講習事業 <試験センター、講習センター>

○講習事業について、NITEの事業としては廃止する方向で、講習センターによる実施を可能とする方策を整理。

○両法人の統合も含め、業務のより一層効率的かつ着実な実施のあり方の検討を要請。

(7) 知財関係予算事業 <発明協会、JAPIO、IPCC>

○INPIT改革の進捗に合わせて、特許流通アドバイザー派遣事業、特許電子図書館事業を段階的に廃止。

○特許審査の先行技術文献調査において、調査業務指導者を育成する研修を実施し、競争を一層促すことによりコスト削減と質の向上を図る。

(8) 原子力広聴・広報事業 <大阪科技センター、立地センター、原文振>

○核燃料サイクル講演会は、委託事業としては廃止し、国自ら事業を実施。

○体験型広報や紙媒体広報は、波及効果の向上のための見直し。

(9) 競輪補助事業、交付金還付制度 <JKA>

○補助事業については、広く社会への成果還元が期待できる分野に大胆に絞り込みを行い、機械工業振興補助事業について、高補助率事業を原則廃止し補助率を1/2とするなど、20年度交付決定額の2/3、補助事業全体について交付決定額の1/3の補助を削減。

○23年度までの時限措置とされている自治体への交付金還付制度については、24年度以降も恒久化を目指す。

経済産業省所管公益法人の改革について

1. 研究開発事業の見直し

○今回見直し対象の50法人のうち、独立行政法人からの支出を受けて研究開発事業を行っている17法人について、独法経由で公益法人にカネが流れる仕組みについての不透明感を払拭するため、4月に公表した独法改革に従い、以下の方針で見直す。

- 1) NEDOや産総研から、当該法人一者など少数者向けに支出されるなど、研究開発事業が「丸投げ」されている仕組みは、原則22年度をもって廃止。
- 2) NEDOから、当該法人を含む複数者のプロジェクトとして支出される場合であっても、当該法人への支出比率が高い（過半を超える）ものについては、当該法人向け支出を大幅に削減。
- 3) その他のプロジェクトについても、徹底した評価を行い、継続が必要ないと考えられるものについては、22年度で終了。

○この見直しにより、独法からの支出が、以下の14法人向けの約100億円削減される見込み。

- ・(財) 地球環境産業技術研究機構
- ・(財) 金属系材料研究開発センター
- ・(財) 化学技術戦略推進機構
- ・(財) バイオインダストリー協会
- ・(社) バイオ産業情報化コンソーシアム
- ・(財) エンジニアリング振興協会
- ・(財) 日本自動車研究所
- ・(財) 資源・環境観測解析センター
- ・(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構

- ・(財) 資源探査用観測システム・宇宙環境利用研究開発機構
- ・(財) 光産業技術振興協会
- ・(財) 石油産業活性化センター
- ・(財) 石炭エネルギーセンター
- ・(財) 新エネルギー財団

2. 法人「決め打ち」事業の見直し

○今回見直し対象の50法人のうち、当該法人「決め打ち」で事業を実施しているものは、9法人約83億円（予算書に記載されているもの8法人約77億円、独法からの随意契約によるもの1法人約6億円）。

○予算書に記載されているものは、国際約束等において当該法人が実施することが定められている2法人（(財)石炭エネルギーセンター、(財)日本エネルギー経済研究所）を除き、以下の6法人約72億円について、23年度から予算書への記載を廃止し、公募等による競争的環境を導入する。

- ・(財)新エネルギー財団
- ・(社)全国石油協会
- ・(財)中東協力センター
- ・(財)海外技術者研修協会
- ・(財)海外貿易開発協会
- ・(財)伝統的工芸品産業振興協会

○独法（JOGMEC）からの随意契約を受けていた(財)石油開発情報センターについては、22年度から、随契をやめて公募による競争的環境を導入する。

3. 国からの指定を受けて行う事業の見直し

○今回見直し対象の50法人のうち、国からの指定を受けて事業を実施している法人は14法人（21事業）。

○このうち、民間からの手数料等を取ってその事業を行っている10法人15事業について、その手数料等の金額が適正であるか、当該事業の収支が適正であるか、などについて過去10年程度にわたって検証し、過剰な収入を得ていると思われるものは、手数料等の引き下げを行う。

○その結果、以下3法人3事業について、当該指定事業が黒字化傾向にあることから、今後引き下げの方向で検討を進めることとする。

- ・ エネルギー管理士試験事業（(財)省エネルギーセンター、23年度目途）
- ・ 特定計量器の検定事業（(財)日本品質保証機構、23年度目途）
- ・ 第二種電気工事士の試験事業（(財)電気技術者試験センター、23年度から試験回数を年2回に倍増し、その結果を踏まえ検討）

4. その他個別事業の見直し

(1) 宇宙開発利用に関する事業

- － (財)資源・環境観測解析センター、(財)無人宇宙実験システム研究開発機構、(財)資源探査用観測システム・宇宙環境利用研究開発機構

我が国にはこれら3法人を含めて宇宙関係の事業を行う法人が複数存在し、活動内容の整理や事業執行の効率化の必要性が求められている。

このため、これら3法人については、宇宙基本法附則に従い、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)その他の宇宙開発利用に関する機関とともに、その目的、機能、業務の範囲、組織形態のあり方について、政府全体で進められている検討結果に従い、大胆な事業の整理などを含めた見直しを行う。

(2) 省エネルギー関係表彰事業及び新エネルギー関係表彰事業

－ (財)省エネルギーセンター、(財)新エネルギー財団

22年度から、両事業の表彰式・広報を合同で実施することにより、省エネ・新エネの普及促進の相乗効果を高めるとともに、表彰式の会場費や広報費の合理化を図り、両事業合計で2割程度経費削減するなど、事業の効果や効率性を高めるための見直しを行う。

なお、(財)省エネルギーセンターの基本財産に充当されている「省エネルギー事業資金」(国費1億円)については、国庫返納すべく調整を進める。

(3) 石油製品市況調査事業及び石油ガス市況調査事業

－ (財)日本エネルギー経済研究所

①石油製品市況調査事業

調査の質を維持しつつ、より一層効率的、効果的な調査を行うことによりコストを削減し、更なる石油流通実態の把握につなげるため、23年度から以下の見直しにより3割程度の事業費の削減を図る。

○新規事業者の入札参加を促進するため、類似調査の実績を持つ入札者に関する審査基準を見直す。

○インターネットの活用など調査協力者の手間を一層省くことや、手数料単価を上制限とすること等により、調査手数料の総額の半減を目指す。

○販売業者の取引慣行において週一回の価格改定が定着してきていることを踏まえ、小売市況調査のうち、月次調査を廃止する。

○サンプル数について、これまでの調査との連続性を確保するとともに、実態分析としての有意性に配慮しつつ、適正な規模への変更を検討する。

②石油ガス市況調査事業

新規事業者の入札参加が容易になるようにしつつ、より一層効率的な調査

- にするため、23年度から以下の見直しにより1割強の事業費の削減を図る。
- オートガス市況調査については、調査ブロック数やサンプル数の縮減などによる手数料等の削減を検討する。
 - 海外調査については、利用頻度などを検証し、合理化又は廃止する。

(4) 海外人材育成事業

- － (財)海外技術者研修協会(AOTS)、(財)海外貿易開発協会(JODC)

AOTSの研修事業とJODCの専門家派遣事業は、事業開始より長期間経過し一定の成果を上げたと判断される中、途上国の産業人材育成にとってより効果的・効率的な事業となるよう、以下の見直しを行う。

- 22年度から、両事業における大企業向けの補助率を2/3、5/8から1/2に引き下げる。
- 22年度から、両事業における広報活動や企業説明会の共同開催、派遣専門家の両事業での活用等の連携による合理化を図る。
- 23年度から、両事業において競争的環境を導入して公募を行い、法人「決め打ち」の仕組みを廃止する。
- 23年度から、現在JODCが実施している専門家派遣事業について、大企業が自社子会社に派遣する場合の支援は、政策的な重要分野を除き廃止する。

(5) ガス機器の検査事業

- － (財)日本ガス機器検査協会、(財)日本エルピーガス機器検査協会

ガス燃焼機器の検査業務を行う(財)日本ガス機器検査協会と、エルピーガス供給機器の検査業務を行う(財)日本エルピーガス機器検査協会について、両法人の事業の重複が指摘されているところ、一般消費者へのガスの安全に関する啓発活動を両法人共同で実施するなど、効率的な業務運営のあり方について検討する。

(6) 電気工事士の試験事業及び講習事業

－ (財)電気技術者試験センター、(財)電気工事技術講習センター

電気工事士の講習事業について、製品評価技術基盤機構（N I T E）の業務としては廃止する方向で、これまでN I T Eから業務を受託してきた(財)電気工事技術講習センターによる講習の実施を可能とする方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理する。

また、電気工事士等の試験事業を実施している(財)電気技術者試験センターとの統合による業務の効率化が指摘されているため、両法人に対して、統合も含め、業務のより一層効率的かつ着実な実施のあり方について検討するよう要請する。

(7) 知財関係予算事業

①(独)工業所有権情報・研修館（I N P I T）から委託を受けて実施している特許流通アドバイザー派遣事業については、22年度末に廃止する。

－ (社)発明協会

②(独)工業所有権情報・研修館（I N P I T）との契約により実施している特許電子図書館事業について、特許庁新検索システムが稼働すれば、特許データベースからリアルタイムで特許情報の提供が可能となることから、その段階で事業を廃止する。

－ (一財)日本特許情報機構

③(一財)工業所有権協力センターはじめ8つの登録調査機関が実施している特許審査の先行技術文献調査について、登録調査機関の調査能力を高め、登録調査機関間の競争を一層促すことにより調査コストの削減及び質の向上を図るため、23年度から、(独)工業所有権情報・研修館（I N P I T）が、先行技術文献調査外注に係る調査業務指導者を育成する研修を実施する。

－ (一財)工業所有権協力センター

(8) 原子力広聴・広報事業

－ (財)日本立地センター、(財)大阪科学技術センター、(財)日本原子力文化振興財団

地域住民をはじめとする国民の理解を得るための原子力広聴・広報活動について、事業をより効果的に実施するため、①国がより前面に出て、参加者との双方向性を強化、②事業の波及効果の向上、との方針に沿って更なる改善を図る。

具体的には、①核燃料サイクル講演会について、委託事業としては廃止し、国自ら事業を実施、②体験型広報や紙媒体広報については、参加者や立地地域住民が自らの理解・関心を深めるにとどまらず、本事業で得た知識、経験の情報発信の担い手となるようにするなど、波及効果の向上のための見直しを行う。

(9) 競輪補助事業、交付金還付制度

－ (財) J K A

補助事業については、23年度事業から、以下の改革を行うことで、広く社会への成果還元が期待できる分野に大胆に絞り込みを行い、機械工業振興補助事業について20年度交付決定額の2/3、補助事業全体について交付決定額の1/3の補助を削減する。

① J K A が直接実施した方が効率的かつ効果的な事業については、補助を廃止する。

② 機械工業振興補助事業については、高補助率事業を廃止し、補助率は1/2とする。ただし、特に公益性の高いものや自転車・オートレース関係事業の振興に不可欠なものは除く。

- ③補助事業の選定・評価については、既に外部の有識者からなる「補助事業審査・評価委員会」に委ねているところであるが、さらに以下の改革を行う。
- 1) 「補助事業審査・評価委員会」の審査基準を明確化・詳細化するとともに、公表し、審査の透明化・厳格化を図る。
 - 2) 「補助事業審査・評価委員会」の事後評価結果を速やかに公表するとともに、その結果を次年度の審査においても考慮対象とし、事業の質的向上を図る。
 - 3) 補助対象事業の質の向上を高め、かつ広く社会還元を行うため、事前説明会の増加や募集告知の見直しを徹底し、新規の申請者を発掘する。
- ④ J K A の補助事業及び競輪・オートレース関係事業を一層効率的に実施するため、J K A の競争性のない随意契約の比率を大幅に低下させる（21年度76%→23年度10%未満）。
- ⑤以上の改革に加え、競輪・オートレース事業の一層の活性化、効率化のため、J K A の企画機能、マーケティング機能を強化する。同時に競輪事業施行者においても、競輪事業の活性化に向けた自主的取組やベストプラクティスの導入、経営マインドの向上など、競輪活性化運動を推進する。J K A の活性化支援においては、こうした意欲をもって改革に取り組む競輪事業施行者に重点的に支援を行う。

交付金還付制度については、その原資となる積立て資産が枯渇することが見込まれ、23年度までの時限措置とされている。しかし、競輪事業施行者である地方公共団体の収益状況を改善しつつ、特に将来に向けた競輪事業の活性化を支援するため、上記改革の成果を活用し、24年度以降も本措置の恒久化を目指す。